

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行(但休日当る日(土曜日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

告示

鳥取県告示第六百七十九号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第四条第三項の
規定による更新登録の申請がなかつたので、同法第十五
条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように
登録をまつ消した。

昭和三十六年十二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

- 建設業者の登録まつ消
- 建設業者の登録
- 建設業者の登録
- 道路位置の指定
- 道路位置の指定
- 道路位置の指定
- 基準寝具施設の承認
- 建設省所管国有財産の公用廃止

登録番号

登録年月日

名 称

主たる営業所所在地

申請者氏名

まつ消年月日

鳥取県知事登録
(ハ)第五九〇号

昭三四、
一〇、一六

高見建設(株)

鳥取市瓦町三〇

石井 健一郎

昭三六、
一〇、一六

鳥取県告示第六百八十号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、

次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年十二月二日

登録番号	登録年月日	鳥取県知事	石	破	二	朗	摘要
鳥取県知事登録(と)第六九号	昭三六、一〇、一九	陶山土木建設(株)	主たる営業所の所在地	西伯郡大山町佐摩	馬田 貞良	建設工事	摘要
"(と) 四八〇"	一〇、三一	葉狩土建	八頭郡智頭町大字中原	葉狩 徹二	土木工事		
"(と) 七七四"	一一、八	勝田建築(有)	米子市角盤町二丁目	門脇 正	建築工事		
"(と) 七七三"	" "	長谷川建設	西伯郡淀江町福岡	長谷川 泉	建設工事		

鳥取県告示第六百八十一号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年十二月二日

登録番号	登録年月日	鳥取県知事	石	破	二	朗	摘要
鳥取県知事登録(と)第五九号	昭三六、一一、二	(有)旭工務店	主たる営業所の所在地	倉吉市東岩倉町	牧田 要	建設工事	摘要

"(と) 七七五"	一一、八	川尻建設	気高郡青谷町三八五六の二	田中喜代志	土木工事	
"(と) 七七二"	" "	伊藤建設	東伯郡東伯町大字逢東	船出 富夫	"	

鳥取県告示第六百八十二号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十六年十一月十四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十六年十二月二日

申請人の住所氏名	鳥取県知事	石	破	二	朗
鳥取市西品治六一二番地	鳥取市田島字万田	二三番の九の二部	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長	幅員 四メートル
東田 愛治	"	二三番の八の二部	"	延長 一五七、五メートル	
"	"	二三番の四の二部	"		
"	"	二三番の五の二部	"		
"	"	二三番の五の二部	"		
"	"	二三番の五の二部	"		

鳥取県告示第六百八十三号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十六年十一月二十七日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

